

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

安芸太田町立加計小学校
校長 萩原 英子

今後の新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、本校教育にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されました。それにともない、学校での対応も、次のとおりといたします。

- ・「健康観察カード」はすでに5月1日（月）から取り止めております。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段とはちがう症状がある場合には、これまでと同様に登校を控えていただくようご協力をお願いいたします。
- ・感染対策としてハンカチやティッシュ、必要に応じてマスクを持たせてください。
- ・学校では基本的な感染対策（手洗い、換気など）を継続しながら、通常の教育活動を行ないます。

（感染流行期には、対応を変えることがありますので、ご理解ください。）

【出席停止について】

- ・感染が判明した場合には、学校への連絡をお願いします。
その場合の出席停止期間は「発症後5日経過、かつ、症状軽快後1日」です。
治癒証明書等は必要ありません。
- ※これまでの「発熱等による感染症の予防的措置としての出席停止」の扱いはなくなり、
発熱や咽頭痛、咳等による欠席の場合は、「病欠」となりますのでお知りおきください。

保護者の皆様には、日々の感染予防対策にご協力をいただき、大変感謝しております。引き続き、感染防止対策にご協力くださいますようお願いいたします。